

## 千葉県営水道事業中期経営計画評価会議設置要綱

## (目的)

第1条 千葉県営水道事業中期経営計画（以下「計画」という。）の事業等の達成状況及び計画の策定等について、学識経験者等から客観的な評価を得、意見を聴き、計画の推進に資するため、千葉県営水道事業中期経営計画評価会議（以下「会議」という。）を設置する。

なお、本会議は、地方公営企業法第14条の規定に基づき設置される附属機関の性質を有しない。

## (委員)

第2条 会議は、5名以内の学識経験者等の委員で構成する。

2 委員は、企業局長が選任する。

3 委員を選任する期間は5年以内とし、計画開始年度の翌年度4月1日から計画最終年度の翌年度3月31日までとする。

## (委員の所掌事項)

第3条 会議の委員は、計画に掲げられている事業等に係る企業局内部の評価結果等、企業局長が要請したものについて、評価及び意見を述べる。

## (座長)

第4条 会議に、座長を置き、座長は会議の進行を行う。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長に事故があるときには、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

## (会議の運営)

第5条 会議は、企業局長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (事務局)

第6条 会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。